

使ってみよう!

デジタル教科書

実践事例集

中学校道徳編

「情報モラル」を
充実させる道徳授業 —— 2

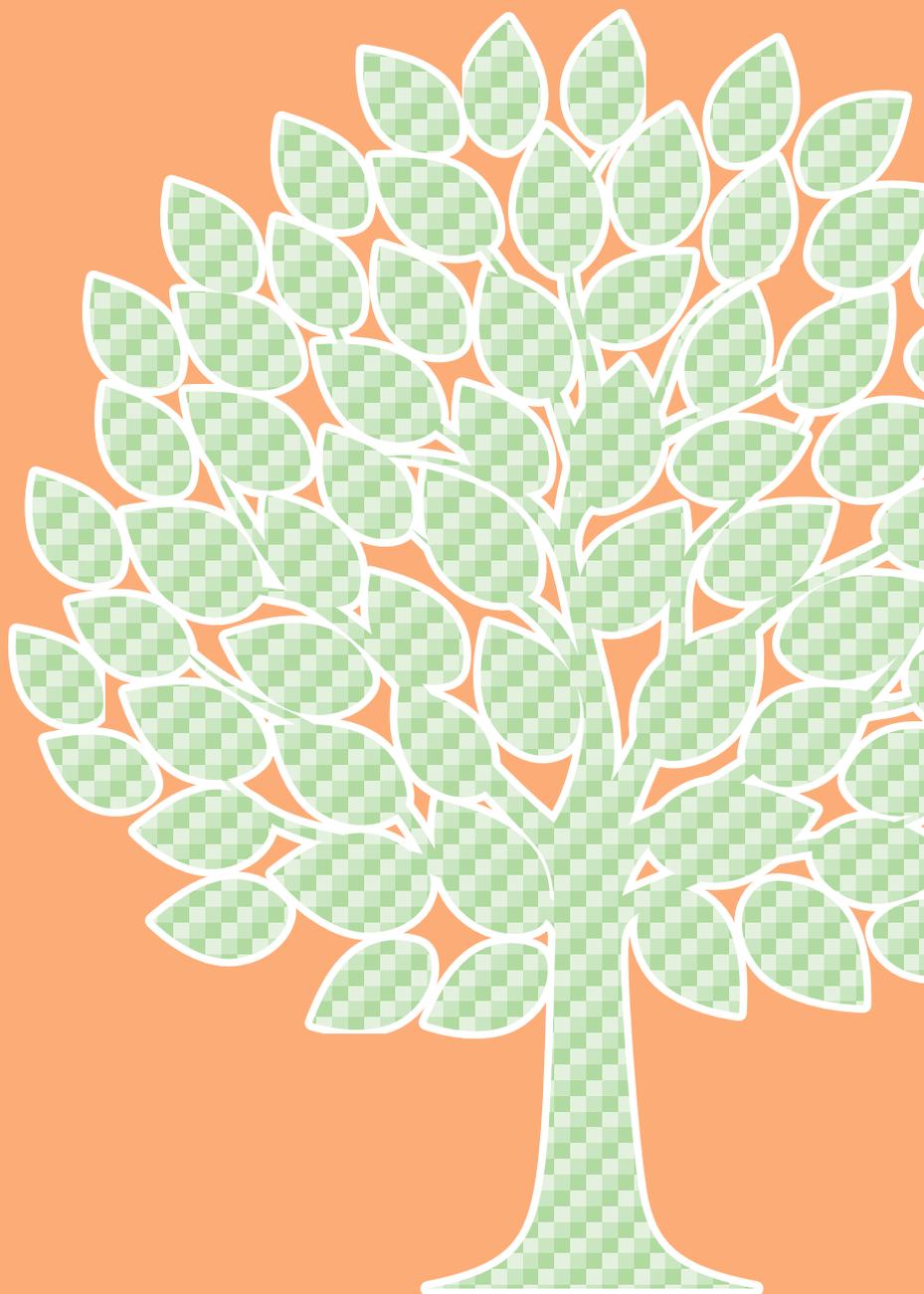
広島県呉市立昭和北中学校 教諭
谷水強

デジタル教材を効果的に
用いることで、具体的な
イメージをもって教材を
理解し、「畏敬の念」を
深める道徳の授業 —— 4

愛知県みよし市立北中学校 教頭
黒田和秀

中心発問で生徒の
考えを深めるための
展開を目指して —— 6

東京都大田区立馬込東中学校 教諭
米澤絵里子



日文のWebサイト

日文 🔍



「情報モラル」を充実させる 道徳授業

広島県呉市立昭和北中学校 教諭 谷水 強

① デジタル教科書活用の現状

タブレット端末の普及により、生徒は一人1台タブレット端末を使用できる環境になっています。しかし、本校では道徳科の学習者用デジタル教科書は導入されておらず、道徳科の授業で利用できない状況です。また、朗読音声を活用するときは、指導書付属CDを活用し、指導者用デジタル教材を活用することは少ないのが現状で、そのような先生も多いのではないのでしょうか。

② 指導者用デジタル教材の活用

指導者用デジタル教材の活用場面が少ない理由の一つとして、朗読音声を活用しているとき、生徒は紙の教科書を読みながら朗読音声を聞いており、提示している画面を見ることはほとんどなく、デジタル教科書としての機能が十分に活かされていないことが考えられます。指導者用デジタル教材を生かすためには、効果的な教材を選ぶことや提示方法等の工夫が必要です。

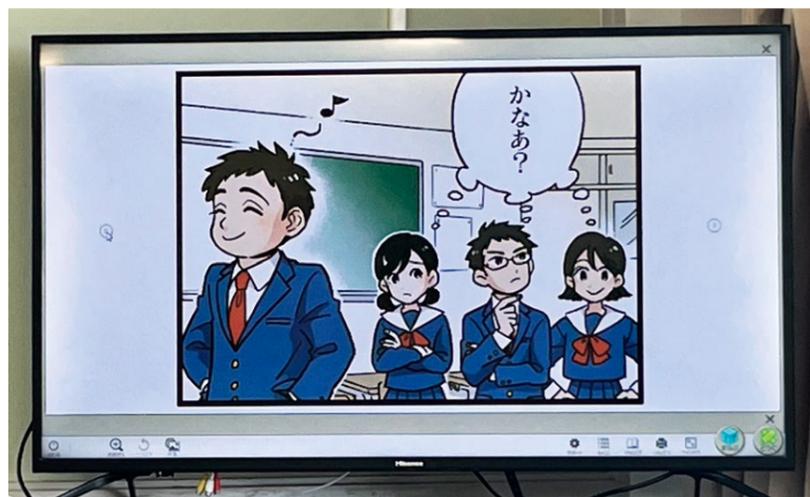
【指導者用デジタル教材活用の工夫】

○教材選び

漫画の教材では、朗読音声に合わせて画面を紙芝居のように提示します。また、発問場面を拡大したり、キーワードを強調したりします。

○画面提示と板書のバランス

指導者用デジタル教材のイラスト等を画面提示し、黒板に提示する場面絵などを精選することで黒板を広く使用できます。



○画像や外部リンクの活用

予め貼られている外部リンクだけでなく、授業者が写真や外部リンクを貼ることができます。

③ 教材「使っても大丈夫？」について

スマートフォンが広く普及した現在、中学生も簡単にたくさんの情報を得たり、広く情報を発信したりできるようになっています。その一方で、不注意や興味本位で犯罪に巻き込まれる事案も多く発生しています。また、インターネットやメール等で無断で著作物を利用し、著作権法の侵害にあたる例もあります。肖像権をめぐるトラブルも多発しています。これらの行為の中には、無自覚・日常的に行っていることもあります。

本教材は、インターネット上の「著作権法」や「肖像権」の侵害による違法行為の危険性について、わかりやすく漫画を用いて表しています。身の回りの法やきまりは自分自身や他者の生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについて自覚させたいです。さらに、「尊重したいから守る」という自律的なとらえ方ができるように、自尊心と相手を思いやる気持ちが必要であることを考えさせたいです。

【内容項目】 C 遵法精神、公德心

【主題名】 自他の権利と法の遵守

【教材名】 使っても大丈夫？（『中学道徳 あすを生きる 1』日本文教出版）

【ねらい】 法やきまりの意義を理解し、自他の権利を重んじる自覚と判断力を養う。

学習活動 (◎中心発問、○基本発問、・予想される生徒の反応)	指導上の留意点
導入 5分 1 身の回りにおける「著作権表示」や「登録商標」に気付く。 ○◎ ® の表示を見たことはないか。	◇身の回り（文房具等にも）には、多くの◎「著作権表示（copyright）」®「登録商標（Registered Trademark）」があることに気付かせる。何のためのマークなのか考えさせる。
展開 30分 2 「使っても大丈夫？」をデジタル教科書で提示し、考える。 ○事例1～3について、使っても大丈夫か。問題があるとすれば何だろう。それはなぜだろう。 ・その1 他人の文章を無断で使う。 ・その2 他人の写真を無断でネットに載せる。 ・その3 他人のイラストを無許可でポスターに使う。 ・不快、相手が傷つく ・著作権法、盗作、不正行為、肖像権、犯罪の可能性 ○事例4のように自分の作品を無断で使われたらどうだろう。 ・勝手に使ってお金をもうけるのはズルい。 ・自分の作品を勝手に使われるのは嫌。 ・それで自分の作品が有名になれば。 ◎著作権法などの法律は、なぜあるのだろう。 ・お互いに傷つかないようにするため。 ・お互いに嫌な思いをしないようにするため。 ・相手に罰を与えるため。 ・権利を守るため。	◇「自分」や「相手」が傷つく、嫌な思いをするというだけでなく、著作権法や肖像権の侵害による違法行為の危険性もあることに気付かせる。 ◇「自分は無断で使われてもよい」という意見には「使ってもよいかどうかを決めるのは誰か」と問い返し、決定する権利は著作者にあることに気付かせる。 ◇法やきまりは自分自身や他者の生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促す。 ◇「知らなかった」では、社会の秩序や規律を危うくすることに気付かせる。
終末 15分 3 今日の学習を振り返る。 ○ルールの中で、自ら「尊重したいから守っている」ルールにはどんなものがあるか。 ・交通ルール ・学校のルール（制服など） ・授業中は静かにする。 ・二十歳になるまでタバコを吸わない、お酒を飲まない。 4 「著作権」「肖像権」について知る。 外部リンクの「ネット社会の歩き方」で「著作権」「肖像権」に関する動画を視聴する。	◇「尊重したいから守る」という自律的なとらえ方ができるように、自尊心と相手を思いやる気持ちが必要であることを考えさせる。

デジタル教材を効果的に用いることで、具体的なイメージをもって教材を理解し、「畏敬の念」を深める道徳の授業

愛知県みよし市立北中学校 教頭 黒田和秀

樹齢七千年の杉
めあて 自然のすごさを感じた時
どんな思いになるのか

樹齢とともに遡る歴史
年表の提示

○「まだ見ていないようですね」と言われた私
・ぜひ見てみたい
・そんな杉が本当にあるのか

○「縄文杉」を見た私
・七千年も生き続けるなんて、圧倒される
・自然のすごさに感動している

◎「死の瞬間まで、命の炎をほうほうと燃やす、美しい生き方とは」
・命を使い切る悔いのない生き方
・ひたむきに生き続ける生き方

○自然のすごさを感じた時どんな思いになるか
・恐れおろく近付けない力を感じる

↑ ICT 機器を使い大きく提示する。

① 生徒の実態とねらいとする価値

生徒に「最近感動したことは何？」と聞いてみると「この前見た動画の……」「とても感動的な本を読んで……」「部活の試合で初めて勝って……」と日々さまざまなことに感動していることがわかります。しかし、人間の力を超えたものに対する「畏敬の念」を感じることはあるのかを考えてみると、例えば、線状降水帯による豪雨によって川からあふれ流れる濁流であったり、地震や噴火による災害状況を映像で目の当たりにしたときであったりと、どちらかといえば畏敬の念の「畏れる」という意味での畏怖という面が印象に残ることが多いでしょう。生徒たちは、日常生活の中で自然への畏敬の念を感じてはいるものの、じっくりと向き合う経験は少ないと考えます。

本教材で扱われている「樹齢七千年の杉」は、写真を見ただけでも、その神秘的な偉大さや美しさを感じられるでしょう。また、歴史の授業でしか学ぶことがなかった七千年という時の長さを生き抜いてきた神々しさも感じられます。デジタル教材を活用し、中学生の想像力をはたらかせて「樹齢七千年の杉」をすぐ近くに感じとり、この教材を通して、普段じっくり味わう機会の少ない

であろう自然への「畏敬の念」について考えさせたいです。

② デジタル教材を使った提示と指導の工夫

まず、七千年という時の長さを実感させるために、デジタル教材の「年表」を提示します。七千年という時間を想像することは難しいですが、歴史で学んだ知識とその間の出来事を想像しながら、その時を生き抜いてきたことのすごさを心から実感できると思われま。そして、その杉を見てみたいという気持ちを高めながら、できるだけ大きな画面で「動画」を視聴します。屋久島の位置を確認し、縄文杉を見るためには10時間かかることは、生徒にとって驚きでしょう。教科書では見開きになっている縄文杉の画像は、できるだけ大きな画面で提示しつつ、手元のタブレット端末でも細かい部分まで見られるようにします。まっすぐ伸びる杉のイメージと大きく違い、隆々とした幹や張り巡らされた根など、力強い縄文杉の生命力を感じることができるでしょう。

中心発問では「死の瞬間まで、命の炎を、ほうほうと燃やす、美しい生き方」について考えます。人生100年時代と言われていますが、最後ま

で命を燃やし続ける縄文杉と自分とを重ねて考えたいです。また、「自然の美しさや偉大さに接したとき、どんな思いになるか」と自身の経験を絡めながら、自然の素晴らしさについてじっくり考

えます。

最後に改めてこの時間で学んだことを全体で共有し、自然への畏敬の念について自分なりに感じたことを広げ、深めたいです。

【内容項目】D「感動、畏敬の念」

【主題名】自然の偉大さ

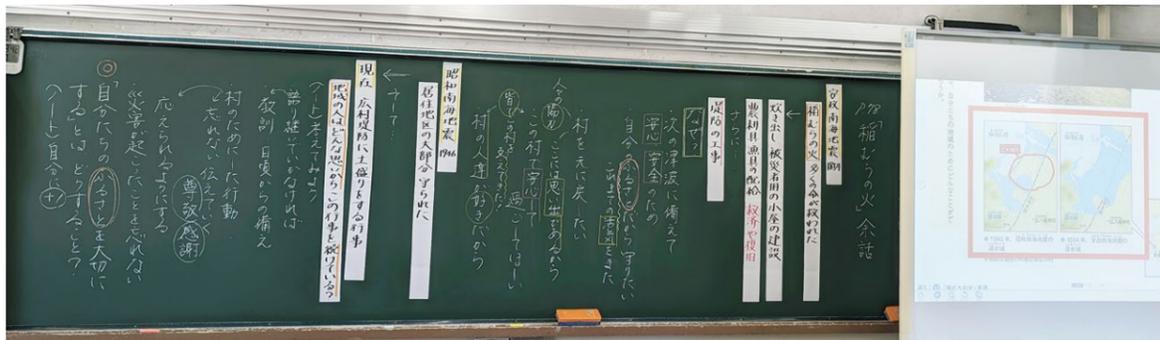
【教材名】樹齢七千年の杉（『中学道徳 あすを生きる 2』日本文教出版）

【ねらい】自然の美しさや神秘さ、偉大さを感じ、人間の力をはるかに超えたものを恐れ敬おうとする心情を育てる。

学習活動 (◎中心発問、○基本発問、・予想される生徒の反応)	指導上の留意点
導入 5分 1 自然の美しさや雄大さに感動した経験を発表する。 ・海に沈む夕日のような姿を見ていて、きれいで感動して時間を忘れてずっと見入っていた。	◇事前にアンケートで調査し、写真があれば電子黒板などで大きく提示できるようにして感動を共有できるようにする。
展開 40分 2 教材「樹齢七千年の杉」をデジタル教材で読み、話し合う。 ○岩川さんに「まだ樹齢七千年という杉を見ていないようですね」と言われた「私」は何を考えたでしょう。 ・ぜひ、一度見てみたい。 ・七千年ってそんな杉が本当にあるのか。 ○樹齢七千年の杉「縄文杉」を見た「私」はどんなことを思っただろうか。 ・七千年も生き続けることができるなんて、圧倒される。 ・七千年という時の長さに驚き、自然のすごさに感動している。 ◎「死の瞬間まで、命の炎を、ほうほうと燃やす。美しい生き方」とはどんな生き方だろうか。 ・次の世代のために、命を使い切る悔いのない生き方。 ・七千年たっても衰えることなく、今を全力で生きる生き方。 ・倒れる瞬間まで力一杯命を燃やす圧倒的な生き方。 ○自然の美しさや偉大さに接したとき、どんな思いになるか。 ・自然の力のすごさに人間の存在の小ささを感じる。 ・自分も自然界に生きる一つの命であることを実感する。	◇まなビューアの参考動画「屋久島」を見てから教材を読み、縄文杉のすごさを実感しやすくする。 ◇まなビューアの年表を使い「七千年」という時の長さを視覚的に把握できるようにする。 ◇「縄文杉」の写真を個人のタブレット端末に送信して、「私」が感じた、大きさや存在感、その厳かな雰囲気を実感できるようにする。 ◇「ほうほう」という言葉の意味を説明することで、七千年の時を経ても、今なお力強く生き続けていることを理解し、その生き方について考える。 ◇「私」が「すごい」というより「素晴らしい」と感じたことについて補助発問をすることで私の感じた思いに近付ける。
終末 5分 3 本時の振り返りをする。 ○自然の素晴らしさについて自身の生き方に生かせることは。 ・与えられた命を、命ある限り全うすること。 ・周りに流されず、自分の思いを貫こうとする強さをもつこと。	◇本時で学んだことや考えたことを振り返り、自分の生き方について伝え合う。

中心発問で生徒の考えを深めるための展開を目指して

東京都大田区立馬込東中学校 教諭 米澤絵里子



①本時の主題と教材について

「郷土」とは、自分が生まれ育った場所であるという地理的環境を指すとともに、文化的で、自らがその土地で育てられてきたことに伴う精神的なつながりがある場所です。郷土のよさに気付くとともに、地域や社会に尽くした先人や高齢者など、先達のおかげで今の暮らしがあることに感謝の気持ちを深め、自身も主体的に地域と関わろうとする気持ちをもつことが必要です。本教材は、小学校の指導資料「稲むらの火」のその後を描いたものです。被災した郷里を前に、自分のことよりも郷里の復興のために行動し続けた儀兵衛。儀兵衛のように行動することは、誰にでもできることではないかも知れませんが、その行動の根幹にある自らの郷里を思う気持ちは、私たち一人ひとりにもち得るものです。その思いを、生徒たちに気付かせたい教材です。

②指導にあたって

(1) 本教材におけるデジタル教材の活用について

現在、教師用のデジタル教材でできることは、音読や写真資料の提示、動画の視聴などです。道徳の授業においては、教師が音読をすることも有

用ですが、デジタル教材の音声によって音読を行うことにも利点があります。例えば、本教材はいくつもの事件が起こるため、発問の前に教材の内容整理を行いたいと考えます。今回、デジタル教材の音声で音読を行っている間に、教師が教材の内容を板書しておくことで、スムーズに内容整理を行うことができました。また、本時の授業では、中心発問の前に動画の視聴を行いました。動画の活用は導入や終末で行う場合が多いですが、本時のような実際に起こった出来事を描いた教材である場合、中心発問の前に資料映像を提示することもできます。生徒の反応からも、動画の視聴は教材に対する生徒の想像を助け、発問に対する思考を促すものとなったことが伺えます。

(2) 中心発問を深めるために、基本発問の重要性

中心発問は、その授業のねらいに迫るための中心的な問いですが、中心発問までの展開を丁寧に行っていないければ、中心発問での生徒の考えは十分に深まらないと考えます。本時の教材を、生徒は「防災」という視点で読みがちですが、この教材の根底にある儀兵衛の「郷土愛」にもしっかりと目を向けさせたいと考えます。だからこそ、中心発問の前の儀兵衛の行動の根底にある思いを問う発問を、一番丁寧に考えさせます。そのために

は、①発問の前に教材の中で押さえるべき事柄を板書で整理し、学級全体で主人公の行為に対する認識をしっかりと共有すること、②発問に対する生徒の考えを深めるために必要に応じて問い返すこと、③生徒の発言を板書で整理し、価値付け、そ

の後の発問にもつながるように学級全体で共有すること、の3点が必要です。同時に、話し合い活動を行うタイミングも、展開によっては中心発問ではなく、その前段階でもよいと考えます。

【内容項目】 C 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度

【主題名】 かけがえのない郷土

【教材名】 「稲むらの火」余話（『中学道徳 あすを生きる 3』日本文教出版）

【ねらい】 郷土のために尽くした先人の生き方を理解し、自らも地域社会の一員としての帰属意識をもって郷土に貢献しようとする意欲を育てる。

学習活動 (◎中心発問、○基本発問、・予想される生徒の反応)	指導上の留意点
導入 5分 1 教材への導入。「稲むらの火」という話について知っていることを出し合う。 ○「稲むらの火」という話を知っているか。 ○「この人物」は何をしていると思うか。	◇小学校で「稲むらの火」について学習している生徒も多い。知っていることを出し合い、本教材は「稲むらの火」のその後の話だと紹介し、興味を高める。 ◇デジタル教材で、濱口儀兵衛の銅像の写真を提示する。
展開 40分 2 教材「稲むらの火」余話を読み、話し合う。 ○津波がやってくると確信したとき、あなたならどうするだろう。(ペアでの話し合い) ○儀兵衛はなぜ、そこまでして堤防を築こうとしたのだろう。(4人班での話し合い) ・(生徒A) 安心して生活するため。 ・村の人皆に、ここで生活してきた思い出があるから、これからもこの場所で生きていくために堤防が必要。(郷土への帰属意識) ・ともにこの村で生きてきた人たちのために自分にできることをしたい。(地域社会への貢献) ・自分のふるさとを守りたい。(自身の郷土愛) 3 参考動画「稲むらの火まつり」の動画を見て考える。 ◎地域の人たちが、今でも広村堤防への土盛りを行っているのは、どんな思いからだろうか。 ・これまでこの土地を守ってくれた、多くの人たちに対する感謝の気持ち。 ・災害を通して得た教訓を、これからもずっと引き継いでいくため。	◇デジタル教材で通読を行い、その間に黒板に文字カードを使って教材の内容を整理する。 ◇「あなたなら」という問いで、当時の人々がおかれた状況を想像させる。ペアで話し合い、自由に発言させる。 ◇郷土を復興させるために行動し続けた義兵衛。その中でも象徴的なものが堤防工事である。その行動の根底に儀兵衛の郷土愛があることを捉えさせたい。 ※(生徒A) に対する問い返し：安心して生活するためであれば、この村ではなく、他の場所で生活してもよいのではないか。 ◇生徒の意見を板書する。出された意見を整理し、それを学級全体で共有する。(板書写真参照)
終末 5分 4 教材を通して、自分自身の生き方について考える。 ○「自分たちのふるさとを大切にすること」はどうすることなのだろう。	◇これまでの発問に対する生徒の発言を振り返り、関連付けて発問する。 ◇儀兵衛ほどの行動をとることは難しい。しかし、それぞれが自分なりに郷土を愛することができる。今後の自分の生き方も含めて考えるように促す。

日本文教出版 各種資料のご案内

機関誌 どうとくのひろば ——— 島先生と考える!! どうとく発問ラボ



年に3回発行。
授業実践例、見てわかる！道徳をはじめ、先生方の授業の役に立つ情報が満載！



よりよい発問について検討をする動画コンテンツ。動画視聴の前に教材本文を読んでおくと、さらに理解力アップ！

デジタル教科書のサイトへ

学びを広げ、新しい一歩へ。

デジタル教科書の本質は、誰もが学びを広げるために存在する。そのためにも日々多忙な現場教員の負担を減らし、子供たちが楽しく学びを広げるデジタル教科書を日文はご提供します。

日文のデジタル教科書について



使ってみよう！ デジタル教科書 ～実践事例集・中学校道徳編～

日文教授用資料 [中学校道徳]
令和5年(2023年)11月30日発行

編集・発行人 佐々木 秀樹

日本文教出版株式会社
〒558-0041 大阪市住吉区南住吉 4-7-5
TEL: 06-6692-1261
FAX: 06-6606-5171

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33697

日本文教出版株式会社 <https://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉 4-7-5
TEL: 06-6692-1261 FAX: 06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井 1-2-16
TEL: 03-3389-4611 FAX: 03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院 3-11-14
TEL: 092-531-7696 FAX: 092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵 1-13-18-7F-B
TEL: 052-979-7260 FAX: 052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似 9-12-1-1
TEL: 011-764-1201 FAX: 011-764-0690